

平成29年10月16日

タクシー事業者、個人タクシー事業者の皆様

京都市長 門川 大作

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例の周知徹底について

時下、益々御清祥のことと御慶び申し上げます。

平素は、本市の路上喫煙対策に御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本市では、平成19年6月1日に「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」(以下「条例」という。)を施行し、路上喫煙等による身体及び財産への被害を防止するため、市内全域において、道路等の屋外の公共の場所では路上喫煙をしないよう定めています。

さらに、特に人通りが多く、やけど等の危険性が高い地域や広報・啓発効果の高い象徴的な場所については、過料徴収区域(路上喫煙等禁止区域)に指定し、違反者に対して1千円の過料を科す等、厳正に対処することにより、市内全域での喫煙マナーの向上を図っているところです。

しかしながら、最近、タクシー運転手による路上喫煙について、本市に寄せられる市民や観光旅行者の方等からの苦情が急増しております。

つきましては、下記の点について御留意いただきたく、よろしくお願い申し上げます(タクシー事業者におかれましては、所属の運転手の皆様への周知徹底をお願いします)。

記

- 1 京都市では市内全域で路上喫煙を禁止していること(道路等の管理者が喫煙場所として指定した場所を除く)。
- 2 過料徴収区域で路上喫煙を行った場合は、千円の過料処分がなされること。
- 3 「京都市と路上で喫煙をしても良い取り決めがなされた場所がある」といった認識をお持ちの運転手が一部でおられるようであるが、そういった事実は一切ないこと。
- 4 また、健康増進及び受動喫煙防止の観点(健康増進法25条)から、旅客乗車時以外の喫煙も控えていただきますよう御協力をお願いいたします。

(添付資料)

- ・京都市路上喫煙禁止啓発チラシ
- ・平成29年度 タクシー運転手の路上喫煙に対する苦情等一覧(抜粋)

■当通知に関するお問い合わせ先

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課
路上喫煙対策担当 日野, 中山 (TEL222-3193)

平成29年度 タクシー運転手の路上喫煙に対する苦情等一覧

時期	場 所	内 容
7 月	清水坂観光駐車場	清水坂観光駐車場での路上喫煙がひどい。
7 月	市内の道路や公園等	道路上（歩道も含む）や公園等で喫煙している姿をよく見かける。市からもタクシーの団体に強く指導してほしい。
7 月	市内全域	■■■■の運転手が路上喫煙しているのもよく見かける。注意すると「そんなことどこに書いてある」と暴力を振るう。
8 月	清水坂観光駐車場	清水坂観光駐車場の階段で喫煙している。注意すると「車の近くにいないといけないので運転手はここで吸って良い」との発言。その後も数度の暴言。
8 月	出町柳	・公衆トイレ付近にて路上喫煙。市と話し合って喫煙してよい場所になっているとの発言。 ・運転手が現場にプラスチック製のゴミ箱と空き缶の吸殻入れを設置している。
8 月	二条城	二条城押小路公衆トイレ前で路上喫煙あり。
8 月	中書島駅周辺	タクシー運転手の路上喫煙を注意したところ「そんなことあるか」「どこにそんなこと書いてあるんや」との発言。
8 月	京阪淀駅前	京阪淀駅前で路上喫煙している。本市職員も当該事実を確認。
9 月	公園や観光地等	・公園や観光地等で、休憩中に喫煙する運転手が多い。注意すると文句を。■■■■の割合が多いと感じる。 ・市役所東側で客待ちしている運転手も窓を開けて喫煙している。

※文中■■■■の箇所には、具体的なタクシー事業者名が通報されています。

STOP SMOKING ON THE STREETS



京のまちに
ふさわしいマナーを。

Please have good manners for Kyoto city.



京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例では、市内全域で路上喫煙を禁止しています。



Stop Smoking On The Streets

路上抽菸禁止

Wenn Sie das Rauchen auf der Straße

Caddesi'nde Sigara Durdur

Бросить курить на улице

Arrêter de fumer dans la rue

노상 흡연 금지

Vietato fumare per strada

Berhenti Merokok Di Jalan

(“路上喫煙禁止”を13箇国語で表記しています)

路上吸烟禁止

Dejar de Fumar En La Calle

التوقف عن التدخين في الشارع

หยุดสูบบุหรี่บนถนน



過料徴収区域

Public Nonsmoking Area

過料徴収区域
Public Nonsmoking Area

喫煙場所
Smoking Area

市内中心部 Downtown Kyoto City



清水・祇園 地域 Kiyomizu and Gion area



京都駅 地域 Kyoto Station area



特に人通りが多く、やけど等の危険性が高い地域を過料徴収区域として指定しています。

上記の区域で路上喫煙をすると**¥1,000**の過料を徴収します。

The City of Kyoto prohibits smoking in public outdoor places within the city limits.
A fine of ¥1,000 will be collected from anyone found smoking within this area.

京都市禁止在本市行政区域内的任何马路上吸烟。

凡在“罚款征收区域”的马路上吸烟的，均处以1000日元的罚款。

京都市禁止在市內任何地區的路上吸菸。

若在「過料(罰款)徴収區域」內的路上吸菸，將被處以1000日圓的罰款。

교토시는 시내 전역에서 노상 흡연을 금지하고 있습니다.

‘과태료 징수 구역’ 안에서 노상 흡연하면 과태료 1,000엔이 부과됩니다.



京都市 路上喫煙

喫煙はマナーを守って、決められた場所で行いましょう。

Please smoke at the designated section and keep to the manners.